

令和5年第四回定例会「一般質問」について

報告事項第1号
令和5年第12回定例会
令和5年12月12日 庶務課

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
1	自民党 豊島区議団	有里 真穂	2. 子育てと教育について	(1)	幼児教育推進体制のこれまでの検討状況について	平成30年に発行された豊島区の幼児教育のあり方検討委員会の最終報告書では、所管の垣根を超えた一体的な幼児教育の推進を掲げた。令和2年度に、教育委員会内に教育施策推進担当課長を設置し、認定こども園の開設を目指す中で令和4年には、「分園型認定こども園検討会」を設置。 今後、新たに幼児教育ビジョンを検討していくにあたり、区長部局とこれまで以上に連携を強化した推進体制の下で検討する。	教育施策推進担当課長
				(2)	区立幼稚園における外国籍や障害のある子どもたちへのこれまでの対応について	令和5年5月の特別な支援を必要とする園児は、20名で割合にして29.0%、外国籍の園児は11名で15.9%。 外国籍の園児は、簡易翻訳機の活用、教員や園児同士でのジェスチャーを交え、お互いが支えあいながら園生活を送っている。 また、障害を持つ園児については特別支援指導員が、医療的ケア児については学校看護師が、それぞれ日常的に寄り添いながら、他の園児と同じように楽しく園生活を送れるよう工夫をしている。	教育施策推進担当課長
				(3)	外国籍や障害のある子どもたちに対する幼児教育の質を高めるための対策について	幼児教育においては、全ての子どもに対して合理的な配慮を確実に行うことが重要である。「豊島区アプローチ・スタートカリキュラム」に、ユニバーサルデザインの事例を掲載しているが、園児の実態に即した内容をさらに追加していく必要があると考えている。教員は、個別指導計画を作成し、日々、一人一人に必要な支援を行っているが、様々な障害への対応は決して容易ではない。今後は、特別支援学校の教員を講師に招いた研修や、大学と連携し最新の研究成果を学ぶ研修を実施する等、子どもの実態に合わせた指導ができる力を向上させていく。	指導課長
				(4)	幼児教育センター設置に向けた検討状況について	本区における幼児教育センターは、新しく設置される認定こども園が、その役割を担っていくものとして検討を進めてきた。 今後は、幼児教育のビジョンを作成する中で、幼児教育センターについても、より幅広い幼児教育全体の視点から具体的に検討する。	教育施策推進担当課長
				(5)	就学前教育の充実を図るための現在の検討状況と今後の展開について	平成30年度に小一プロブレム解消に向けた「豊島区アプローチ・スタートカリキュラム」を作成。 その後、豊島区全体の就学前教育・保育の質の向上を図るため、「保幼小連携プログラム」の作成に部局横断で取り組む。しかし、令和4年、文部科学省から、義務教育開始前後の5歳児から小学校1年生の2年間の架け橋期の教育の充実を掲げた「幼保小架け橋プログラム」が打ち出されたため、現在、これら国のプログラムの取組内容を踏まえた「保幼小連携プログラム」を検討している。	教育施策推進担当課長
				(6)	子どもスキップと学校との連携の現状について	現在、19のスキップで定期的に学校が開催する生活指導夕会等に所長が参加しており、互いに情報を共有している。残るスキップでも緊急の案件など、所長や指導員がその都度職員室に出向き、情報交換を行っている。引き続き、すべてのスキップで学校との連携を進めていく。	放課後対策課長

質問議員			質問		答弁概要	備考
No.	会派	質問者	項目	要旨		
				(7) 国の制度を導入し、子どもスキップで障害児受け入れに専門家を採用する体制づくりを進めることについて	スキップでは、令和5年度は、96人の障害児を受け入れている。特別支援学級があることで障害児の多いスキップについては、学童指導員を多めに配置することとなり、今年度は受け入れた13の施設が国の補助金の対象となっている。今後は、医療的ケア児などの受け入れがある場合の看護師等の採用のほか、国の補助制度の活用についても十分検討していく。	放課後対策課長
				(8) 受け入れ児童数増加による課題への対応や専門知識・経験のある人の活用など学童クラブの今後あり方について	人材確保と定着のためには、正規職員の増員や会計年度職員の勤務条件や賃金の見直し、求人サイトを活用した年間を通じた募集などにより対応していく。質とスキルの向上については、都の専門研修やOJTを中心とした研修を実施している。これまで子どもスキップは、校舎内設置を原則とし、子どもに関する個人情報を含めて学校と連携を密にすること、福祉的視点での見守りができることを利点として運営してきたが、今後は、国の支援策などを確認しながら、学童クラブの質がより向上するよう努めていく。	放課後対策課長
				(9) 平成31年からの放課後子ども教室予算の推移、プログラムの充実及び講師確保に向けた取り組みについて	予算は、令和元年度から令和5年度まで1,100万円程度である。プログラムは、コロナ渦の影響で令和2年は対面での実施ができず7本の動画配信。令和3年度は一部で実施、4年度は前年度よりも増やすことを目標に取り組んだが92本にとどまった。今年度は、コロナ渦前の約200本に戻すことを主眼に取り組んでいる。講師人材の確保についても、プログラムと同様な推移であり、コロナ禍により、お辞めになった講師もいるが、まずは以前の状況まで復活するようコーディネーターの方々と取り組んでいる。	放課後対策課長
				(10) 各スキップで放課後の過ごし方が違うことへの対応と今後の対策について	放課後子ども教室は、その後の成長に影響を及ぼす大切な小学生時代の体験と考えているので、教室数が少ないスキップについては、重点的に指導者の発掘をしてメニューを増やす必要がある。現在はコーディネーター個人のネットワークだけでなく、スキップの地域子ども懇談会において地域やPTAの方々に案内するなどにより拡大を図っているが、今後は企業との連携により本物のアスリートに触れる機会など普段は行えない教室を増やしていく。	放課後対策課長
2	公明党	高橋 佳代子	2. 教育施策について	(1) 教育ビジョン策定の際に保護者や児童・生徒の意向調査を実施する意義について	教育を取り巻く園児、児童・生徒、教員、地域の現状や意向を把握することは、教育ビジョンの策定、見直しに欠かせないものと認識している。過去4回の教育ビジョンの策定にあたっては、対象と内容を充実させながらアンケート調査を実施し、課題を把握してきた。	庶務課長
			(2) 教育ビジョン改定の度に、課題を反映すべく実施されてきた意向調査に対する教育委員会の認識について	庶務課長		
				(3) 今回改定のための実態把握や児童・生徒、保護者の意向の反映方法及び何を目標としているかについて	前年度末時点では、全国及び区の学力調査と同時に全校で行っている授業・学校生活の満足度などに関する調査や各学校で実施している保護者や地域からの学校評価など、可能な限り既存のデータを活用しようと考えていた。	庶務課長
				(4) 教育ビジョン策定後、どのように意見を表明する機会を保障するかについて	しかし、幼児教育ビジョンや教育大綱が策定されることとなり、また、不登校の児童・生徒数が過去最大になるなど、既存のデータを超えてより広く深く実態と意向の把握が必要になっていると考えている。子どもレターや子ども会議などにより、子どもたちの意見の表明機会を保障し、より実態と意向を反映したものとなることを何よりも重視する。	庶務課長

質問議員			質問		答弁概要	備考
No.	会派	質問者	項目	要旨		
				(5) 水泳指導の外部化において、教育委員会として何を主眼に置いて検討するかについて	子どもが水に親しみ、楽しみながら泳力を向上させることを主眼に置いて検討している。。他区の事例では、学校プールの水位では水に恐怖感があった子どもたちもインストラクターの専門的な指導により、無理なく水に慣れ、泳ぐことにつながった成果がある。利用施設への移動時における子どもたちの安全確保も重要であり、学校ごとに慎重に検討し、保護者や関係者の理解を得ながら進めていく。	指導課長
				(6) 学校プールの必要性に対する教育委員会の考えについて	令和6年度のモデル実施を踏まえて、新たな課題や実施手法の整理を行っていく中で、実施校が増えた場合での経費の比較検討や、改築校など屋根付きプールを有する学校における外部指導員の学校プールへの招致など、様々な視点を踏まえ、今後のプールの必要性について丁寧に学校ごとに検討していく。	指導課長
				(7) 不登校児童・生徒のうち学校や相談機関から支援を受けていない児童・生徒数の状況について	令和4年度の国の調査における「学校内外の関係機関等で相談・指導等を受けていない児童・生徒数」について、本区は12%となっている。この調査に担任等の教員は含まれていないが、それを含めると、学校や関係機関と全くつながっていないというケースはほとんどないものと認識している。今後も、特に、孤立している不登校児童生徒及びその保護者がいないか注視していく。	教育センター所長
				(8) 誰ひとり取り残さない学びの場の保証に向けた教育委員会としての取り組みについて	本区においては、スクールソーシャルワーカーを増員し、不登校の子どもへの伴走的支援を強化するとともに、校内別室への支援員配置等の居場所づくりに取り組んできた。不登校対策については引き続き喫緊の課題と捉え、魅力ある温かい学校づくりを通して、不登校の未然防止に努めるとともに、今後は、適応指導教室でのメタバースの活用、出席の取扱いに関する方針の検討など取組の充実を図るとともに、これらを含む総合的な不登校対策の計画を策定し、誰一人とり残さない学びの保障を目指していく。	教育センター所長
				(9) 子どもスキップ所長と学校との情報共有の現状について	現在、19のスキップで定期的に学校が開催する生活指導夕会等に所長が参加しており、互いに情報を共有している。残るスキップでも緊急の案件など、所長や指導員がその都度職員室に出向き、情報交換を行っている。引き続き、すべてのスキップで学校との連携を進めていく。	放課後対策課長
				(10) 子どもスキップ職員の不足を補うための会計年度任用職員の勤務体系見直しの検討結果について	勤務日数の増加については社会保険加入義務が発生するなどの課題を整理し、7月に日数の多い勤務形態の職員を増員した。また、日数については、現在の上限である18日から20日に勤務日数を増やした勤務形態も募集を開始した。さらに、人員確保の上では、単価アップも大事であると認識しており、区長部局と連携してしっかりと対応していく。	放課後対策課長
				(11) サードスペースの積極的活用を含めた子どもスキップのスペース確保に対する見解について	スキップ高南ではセカンドの普通教室化のため、令和4年12月下旬からは理科室等をタイムシェアの形でセカンドとして使用せざるを得なかったが、令和5年10月に別棟に移ることで原則に戻せた。今後もコアとセカンドを専用スペースとしてしっかりと確保することを大原則とするとともに、サードの積極的活用のためにも、人員確保に尽力していく。	放課後対策課長

質問議員			質問		答弁概要	備考	
No.	会派	質問者	項目	要旨			
3	立憲・れいわ	西崎 ふうか	2. 不登校対策について	(1)	不登校児童・生徒が自宅学習することで「出席扱い」と認定する制度の区における現状と今後の方針について	本区においても、不登校児童・生徒が自宅におけるICT等を活用した学習活動を出席扱いとして認められた割合は低い値となっている。現在、不登校対策委員会において、不登校児童・生徒の出席基準を検討しているが、学校における不登校児童・生徒の出席の扱いに関する状況を詳細に把握する必要があると考えている。	教育センター所長
				(2)	スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置状況及び学校からのニーズの把握等について	小・中学校からは、スクールソーシャルワーカー及びスクールカウンセラーの配置数・配置時間の拡大を求める声がある。教育委員会では、昨年10月に、スクールソーシャルワーカーを増員し、巡回型支援を実施しており、子どもの課題の早期発見・早期対応につながっている。不登校児童・生徒への支援の必要性は増しており、今後も、家庭訪問等のアウトリーチができるスクールソーシャルワーカーの体制強化に向けて検討していく。	教育センター所長
				(3)	不登校特例校の設置に向けた実態調査について	今年度、これまでに公立学校として校舎をもつ八王子市立高尾山学園、区の施設内に分教室として設置されている大田区立御園(みその)中学校、私立学校である星槎(せいさ)中学校の3校を視察した。どの学校も、子供の実態に応じた個別学習の時間を設定し、自分のペースで学習できる機会を保障していることが分かった。	指導課長
				(4)	不登校に対する中期的な支援計画の策定について	不登校児童・生徒の増加を踏まえ、不登校対策は喫緊の課題と捉えており、今後、総合的な不登校対策の計画の策定を検討することとしている。	教育センター所長
				(5)	学校へ戻ることを選択しない、できない子どもたちをどのように支えていくかについて	不登校の要因は多種・多様であるため、スクールソーシャルワーカーによる伴走的な支援とともに、今後も多様な居場所の確保をするなど、全ての子どもたちを支えていく。	教育センター所長
				(6)	にしまる一むの利用実績について	5月23日に開設以来10月末までで、21回延べ870名の生徒が利用。	放課後対策課長
				(7)	にしまる一むのような場所を他の中学校で導入する方針について	今後、各学校の状況や意向を十分に把握しながら、学習支援を取り入れた形の居場所など、実情に合わせた形で進めていく。	放課後対策課長
				(8)	学校になかなか行けていない子どもに対する中高生センタージャンプの案内について	現在、中高生ジャンプの案内は、所管課より学校や教育センター等に配付され、誰でも見たり持ち帰ったりすることができるようになっている。学校に登校できない子どもに対しては、スクールソーシャルワーカーが状況に応じて様々な居場所を紹介してきており、今後もジャンプも含め引き続き案内していく。	教育センター所長
				(9)	小学校低学年の児童の学校以外の居場所や受け入れ対策の現状と今後の方針について	不登校の小学生・中学生の学校以外の居場所としては、教育センターの適応指導教室があるが、発達段階を考えると、特に低年齢児童については、スクールソーシャルワーカーなどの支援を強化する中で、スキップなどの施設を活用しながら、不登校児童及び保護者への支援を強化できないかと考えており、今後、居場所の在り方も含め検討していく。	教育センター所長

質問議員			質問		答弁概要	備考
No.	会派	質問者	項目	要旨		
			3. 子どもの権利と意見の尊重について	(2) 教育大綱の策定にあたり子どもたちの声を聴く機会を設けることについて	今年6月に開始した「子どもレター」では、数多くの子どもたちの声を聞くことができています。その他、「としま子ども会議」、豊島法人会主催の「夏休み租税教室」では、子どもたちが学校や教育の課題に関して話し合い、「行きたくなる学校」について発表してくれた。学校では、年2回、授業や学校生活に関するアンケートを実施している。こうした子どもたちの大切な声を教育大綱の策定に生かしていく。また、区民の声を区政に反映することを信条としているため、これまで以上に子どもたちと向き合い、今後目指していく方針を示していく。	企画課長 庶務課長
4	都民ファーストの会・国民	片岡 きょうこ	3. 学級の少人数化と英語教育について	(1) 何らかの課題を持つ子どもの本区の状況について	区単位での、国と同様な統計結果はないが、通常の学級から通う特別支援教室の利用児童・生徒数は、令和5年5月現在で、全小・中学校での実施となった平成29年度に比べ160人以上増えて468人となっている。割合では、小学校で4.0%、中学校で3.4%となっている。これ以外にも通常の学級において学習面・行動面で困難を示す児童・生徒は、本区においても、統計はないものの、一定数いるものと認識している。	教育センター所長
				(2) 児童・生徒の実態に合わせた学級編成人数の柔軟な対応が可能であるか及び実態考慮の解釈について	公立小・中学校の学級編成人数については、東京都が法律に基づいた基準を定めている。「当該学校の児童・生徒の実態を考慮して」の意味は、都道府県が基準を定める際に管下の区市町村が抱える課題に独自に対応するための配慮ができることと捉えている。平成22年度より東京都が独自に小1問題、中1ギャップの予防・解消のために、小学1年、2年、中学1年で40人を下回ることを認めているのは、この規定によるものである。	指導課長
				(3) 現在の学級人数運営の課題や理想の学びの環境について	令和7年度までに小学校全学年における35人学級が実現する見通しである。区の裁量として独自の学級編成や教員配置を行う場合は、区独自の財政措置を必要とする。本年8月に全国都市教育長協議会を通じて、国に対し職員定数の改善と学級編成基準の緩和を要望しており、今後も国や都に改善を働きかけていく。また、理想の学びの環境は、一人一人の子どもが安心して学ぶことのできる環境であると受け止めている。授業支援員等を各校に適切に配置しながら、理想の学びの実現に努力していく。	指導課長
				(4) SDGs「つくる責任、つかう責任」の実践に関する現状の認識と課題、今後の展開について	現在各校において、子どもたちが問題を自分事として捉え、解決策を他者と話し合っている学習をしている。「つくる責任、つかう責任」に関しては、食品ロスを防ぐため、食材を有効活用する方法を考える学習を行う学校があり、生活に密着した問題を主体的に解決する機会となるように題材を設定している。課題は、取組を単発で終わらせないことである。今後は、学校教育全体で、専門的な知識をもつ外部人材や地域の方々とも連携した体験的な学習をより一層進めるよう各校に指導・助言していく。	指導課長
				(5) 区立学校における防災頭巾の採用状況及びヘルメット活用検討の有無と子どもたちを守るうえでの最善の策について	現在、区立小学校では全校で防災頭巾を採用し、災害時に頭部を保護する指導を徹底している。ヘルメットについては検討していない。豊島区の子どもたちを守る上で必要なことは、思いもよらぬ場面で災害に遭遇した際に、自分自身で危険を回避する力を高めることであると考え。常に周囲の状況を見て判断して行動できるような訓練を実施していく。	指導課長

質問議員			質問		答弁概要	備考
No.	会派	質問者	項目	要旨		
				(6) 音節(シラブル)とフォニックスの学びの必要性への認識について	小学校では、音声指導の方法として歌やチャンツ、一このチャンツとはリズムをつけて単語、フレーズ、短い文を発声する学習法として、教科書に掲載されている。音節、シラブルやフォニックスこれは、発声と文字の綴りの関係性を学ぶ学習法と認識しているが、これらを学習内容に取り入れる際には、学習指導要領のもとで慎重に検討する必要がある。一方、中学校では、英語の発音と文字の関係について学ぶ際、フォニックスを活用することもある。	指導課長
				(7) 都で推進している英語教育事業と連携した取り組みについて	現在、ネイティブ人材を学校に派遣するとともに、児童と学校生活の中で、自然にコミュニケーション力を高める事業に参加したり、教員が授業づくり研修や英語力アップ研修を受講したりしている。	指導課長
				(8) 英語教育の現状認識、課題、今後の展開について	多文化共生が必要な豊島区において、外国語の学びを通してコミュニケーションを図ること、他者や他文化を理解すること、お互いを尊重し合うことを大切にしていきたいと考える。本区では、小学校1年生からALTを配置しているが、学んだ英語を生かす場が少なく、児童が英語に対して十分に必要性を感じられていないことが課題となっている。今後、地域の大学との連携や地域に住む外国の方との交流など、本物の英語に触れ、学びを生かす機会を増やす取組を検討する。	指導課長
5	日本共産党	儀武 さとる	1. 来年度予算編成にむけて、区がやるべきことについて	(5) 子どもスキップ職員の欠員状態が続いていることや子どもが狭いスペースに詰め込まれた状態であることに対する責任及び子どもスキップ条例の理念が守られていないことについて	児童の安全・安心の確保のためにも、また、サードスペースを十分活用するためにも、来年度欠員解消に向けて対策を講じる予定。今後も、スキップ条例の理念を踏まえて子どもたちが学び心豊かに成長することに寄与するようスキップを運営していく。	放課後対策課長
6	維新・無所属	泉谷 つよし	2. 学校開放について	(1) 学校長等を含めて学校開放事業の本質を正しく認識したうえで、地域とのかわりをもっと持つべきであることについて	学校教育法において、学校教育上支障のない限り、学校の施設を社会教育その他公共のために利用させることとされており、可能な範囲において学校が地域との関わりを持つことは望ましいと考える。学校教育上の支障の有無については、学校長の権限であるが、具体的運用について疑義のある場合にはこれまでも個別に相談を受け、学校へ確認を行うなどの対応をしてきた。開放終了時間についても校長の権限ではあるが、教育委員会としても、運用の現状を全校について改めて確認する。今後も、利用者の方々のお声を聴きながら、適正な運用となるように取り組んでいく。	放課後対策課長
7	自民党豊島区議団	井上 幸一	1. 治安対策について	(5) いじめ問題、登下校時の不審者対策、SNSを通じた犯罪などに対する教育・指導について	いじめ問題については、年3回以上いじめに関する授業を行って指導している。また、登下校時の不審者対策については、「逃げる」「大声を出す」「防犯ブザーを鳴らす」など具体的な行動を定期的に確認している。SNSを通じた犯罪対策については、セーフティ教室や「SNS東京ノート」を活用した情報モラル教育を実施している。その他、「生命(いのち)の安全教育」や「SOSの出し方教育」なども行っており、今後も、子どもたちが事件や犯罪に巻き込まれないように計画的・日常的に安全教育を推進していく。	指導課長

質問議員			質問		答弁概要	備考
No.	会派	質問者	項目	要旨		
8	日本共産党	垣内 信行	1. 学校改築、公園用地のための新たな区有地確保について	(1) 学校の売却や統合により学校間格差を広げていることに対する受け止めについて	<p>本区の学校改築は、学校統合をきっかけとして改築した千登世橋中学校から、昨年度開校した池袋第一小学校、そして、来年度より解体工事に着手する千川中学校まで含めると、これまで小学校5校、中学校6校と着実に進めている。</p> <p>学校改築に必要な仮校舎については、学校統廃合によって閉校した旧真和中学校や旧文成小学校、旧朝日中学校などの学校跡地を仮校舎地として活用し、多くの学校改築を進めている。</p> <p>また、売却した学校跡地は、当時の財政上の緊急対策として平成16年度に65億円で売却した旧時習小学校1校のみであり、統合による他の学校跡地については、社会福祉施設誘致のための定期借地やスポーツ施設等の区施設として有効活用している。</p> <p>また、既存の学校施設についても、学校トイレの洋式化や体育館のエアコン整備などは他区に先駆けて取り組み、校庭や外壁などの大規模改修は毎年10億円前後の予算を組み、学校備品予算を拡充するなど、未来を担う子どもたちへの投資は、スピード感を持って、進めてきている。</p> <p>従って、学校の跡地売却や統合が学校改築を遅らせ、施設の改善も十分に進まないで、学校間格差を広げているとは考えていない。</p> <p>今後とも子どもの学習環境を充実させるため、教育委員会と連携を図りながら、学校改築のスピードを上げて進めていく。</p>	学校施設課長
9	維新・無所属	ふるぼう 知生	2. 豊島区公共施設等総合管理計画について	(5) 今後の学校改築計画の全体像について	<p>今後の学校改築については、これまでも、区の財政状況や児童・生徒数の推移、仮校舎用地の確保などの様々な条件をふまえ、学校施設等長寿命化計画の改訂の時期にお示しすると説明してきた。今後、公共施設の中長期の計画の検討も予定されているため、区長部局と連携し、十分に整合を図りながら、今後の学校改築の計画についても検討し、お示ししていきたい。</p>	学校施設課長
				(6) 学校長寿命化工事のコストに対する考えについて	<p>学校施設等長寿命化計画において、仮校舎の確保が見通せないなど、学校改築を計画することが困難である学校について、長寿命化改修を行い、改築までの間の学習環境の充実及び建物の延命化を図ることとしており、安全性という観点から、これは欠かせない改修であると考えている。</p> <p>可能な限りすべての学校において長寿命化改修を経ずに改築を計画できるよう、仮校舎用地の確保などに努めていくが、長寿命化改修を経て進めざるをえない学校については、改築時期を見定めるにあたり、費用対効果の面も十分勘案して検討することになると考えている。</p>	学校施設課長

子ども文教委員会審査案件

(令和5年11月28日)

- 1 第49号議案 豊島区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
- 2 第50号議案 豊島区立学校設置条例の一部を改正する条例

(継続審査分)

- 3 5陳情第22号 消費者被害を防止、救済するため特定商取引法の抜本的法改正を求める意見書を政府等に提出することを求めることに関する陳情

子ども文教委員会報告事項

(令和5年11月28日)

- 1 「豊島区産業振興指針」改定に伴うパブリックコメントの実施について
- 2 「豊島区観光振興プラン」改定に伴うパブリックコメントの実施について
- 3 トキワ荘マンガミュージアムサロンの開設について
- 4 ふるさと納税の推進について
- 5 特別支援学校在籍者に対する給食費の補助について
- 6 区民ひろば清和第二移転後の子どもスキップ清和について